

新潟市高齢者施設事業者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（以下「計画」という。）に基づき高齢者施設（以下「施設」という。）の適正な整備の推進を図るため、施設に係る事業の実施を予定する者（地域密着型サービス事業者を除く。以下「事業者」という。）の選定等を行う新潟市高齢者施設事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、施設とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 介護老人福祉施設
- (2) 介護老人保健施設
- (3) 特定施設入居者生活介護（介護予防を含む。）を提供する施設
- (4) その他計画の適正な推進を図るため市長が必要と認める施設

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 事業者の募集方法に関する事項
- (2) 事業者の審査基準に関する事項
- (3) 事業者の選定に関する事項
- (4) その他計画における施設整備の適正な推進を図るために必要な事項

(組織)

第4条 委員会は、委員6人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者及び有識者
- (2) 保健・福祉・医療関係者

(3) 行政関係者

(4) その他市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長が指名する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、市長の要請により委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、別に定めがある場合を除き、出席した委員の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めるときは、委員会の会議に委員以外の者を出席させ、資料の提出及び意見を求めることができる。

5 委員会の会議において、第 3 条第 3 号に掲げる審議を行う際に、委員が当該事業者の役員又は従業者である場合は、その委員を当該会議から除くものとする。

(委員の任期)

第 7 条 委員会の委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、福祉部高齢者支援課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年8月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。